

(ア) 運搬車両の集中

① 運搬車両台数

両市がそれぞれの施設へごみを搬入する現状の車両台数と広域処理開始時点での想定される車両台数を算定しました。

【第3回検討会議資料より】

2-1 デメリット(交通量増加, 温室効果ガス増加, 直接搬入の方法, 料金徴収に関する事務の負担)

● 運搬車両台数(現状)

	西宮市 西部総合処理センター	西宮市 東部総合処理センター	芦屋市 環境処理センター
現状 (一日当たりの平均台数)	441台/日	115台/日	173台/日

内訳

区分	ごみ量	平均台数	最大台数	
焼却施設	定期収集等	20,756 (t/年)	68 (台/日)	141 (台/日)
	直接搬入	4,246 (t/年)	64 (台/日)	267 (台/日)
	パイプライン	2,524 (t/年)	— (台/日)	— (台/日)
	全体	27,526 (t/年)	132 (台/日)	408 (台/日)
破砕選別	定期収集等	2,142 (t/年)	21 (台/日)	36 (台/日)
	直接搬入	168 (t/年)	20 (台/日)	84 (台/日)
	全体	2,310 (t/年)	41 (台/日)	120 (台/日)
合計	29,836 (t/年)	173 (台/日)	— (台/日)	

区分	ごみ量	平均台数	最大台数	
焼却施設	定期収集等	73,197 (t/年)	114 (台/日)	278 (台/日)
	直接搬入	5,223 (t/年)	93 (台/日)	349 (台/日)
	全体	78,420 (t/年)	207 (台/日)	361 (台/日)
破砕選別	定期収集等	9,037 (t/年)	64 (台/日)	109 (台/日)
	直接搬入	3,665 (t/年)	170 (台/日)	718 (台/日)
	全体	12,702 (t/年)	234 (台/日)	796 (台/日)
合計	91,122 (t/年)	441 (台/日)	— (台/日)	

区分	ごみ量	平均台数	最大台数	
焼却施設	定期収集等	56,296 (t/年)	89 (台/日)	237 (台/日)
	直接搬入	5,500 (t/年)	26 (台/日)	129 (台/日)
	全体	61,796 (t/年)	115 (台/日)	260 (台/日)

6

● 運搬車両台数(広域処理開始時)

	西宮市 西部総合処理センター	西宮市 東部総合処理センター	芦屋市 環境処理センター
広域処理開始時 (一日当たりの平均台数)	128台/日	404台/日	161台/日

内訳

区分	ごみ量	平均台数	最大台数	
焼却施設	定期収集等	18,050 (t/年)	59 (台/日)	123 (台/日)
	直接搬入	3,693 (t/年)	56 (台/日)	232 (台/日)
	パイプライン	2,195 (t/年)	8 (台/日)	15 (台/日)
	全体	23,938 (t/年)	115 (台/日)	355 (台/日)
破砕選別	定期収集等	1,985 (t/年)	19 (台/日)	33 (台/日)
	直接搬入	156 (t/年)	19 (台/日)	78 (台/日)
	全体	2,141 (t/年)	38 (台/日)	111 (台/日)
合計	26,079 (t/年)	161 (台/日)	— (台/日)	

区分	ごみ量	平均台数	最大台数		
焼却施設	定期収集等	62,427 (t/年)	99 (台/日)	263 (台/日)	
	直接搬入	6,099 (t/年)	29 (台/日)	143 (台/日)	
	全体	68,526 (t/年)	128 (台/日)	288 (台/日)	
西宮市東部総合処理センター[広域処理開始時]	区分	ごみ量	平均台数	最大台数	
	焼却施設	定期収集等	66,940 (t/年)	104 (台/日)	254 (台/日)
		直接搬入	4,777 (t/年)	85 (台/日)	319 (台/日)
全体		71,717 (t/年)	189 (台/日)	330 (台/日)	
破砕選別	定期収集	8,306 (t/年)	59 (台/日)	100 (台/日)	
	直接搬入	3,369 (t/年)	156 (台/日)	660 (台/日)	
	全体	11,675 (t/年)	215 (台/日)	732 (台/日)	
合計	83,392 (t/年)	404 (台/日)	— (台/日)		

2-1 運搬車両の集中 7

②課題の抽出

広域化に伴う走行車両の増加数及びそれに伴う温室効果ガスの増加について、次のとおり、確認しました。

【第3回検討会議資料より】



2-1 運搬車両の集中 8

●運搬車両の集中(課題の抽出2)

広域化施設(西宮市側)への運搬車両の集中による周辺地域の環境負荷の増加が懸念される。

ごみの運搬に伴う温室効果ガス排出量(年間排出量)
【平均台数】

増加車両の見込み	将来(対策前)
【芦屋市⇄西宮市(往復)】	
焼却: 92台/日(小型)	焼却: 436,872 kg-CO ₂ 不燃: 279,150kg-CO ₂ 合計: 716,022kg-CO ₂
154台/日(大型)	
不燃: 32台/日(小型)	
44台/日(大型)	
合計: 322台/日	

ごみの運搬に伴う温室効果ガス排出量の計算式

計算式										
温室効果ガス排出量 = 燃料使用量 × 単位発熱量 × 排出係数 × 44/12	単位発熱量及び排出係数									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位発熱量</th> <th>排出係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>34.6GJ/kl</td> <td>0.0183tC/GJ</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>37.7GJ/kl</td> <td>0.0187tC/GJ</td> </tr> </tbody> </table>		単位発熱量	排出係数	ガソリン	34.6GJ/kl	0.0183tC/GJ	軽油	37.7GJ/kl
	単位発熱量	排出係数								
ガソリン	34.6GJ/kl	0.0183tC/GJ								
軽油	37.7GJ/kl	0.0187tC/GJ								

資料:温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.3.1)(平成29年7月)

2-1 運搬車両の集中 9

③課題に関する対策

広域処理施設の周辺道路における交通量の増加や、ごみ運搬車両による温室効果ガスの増加に対する対策として、中継施設で大型車両（10トンのパッカー車）に積替えた後に運搬することで、一定の抑制効果があることを確認しました。

また、ごみ運搬ルートについても、広域処理施設までの距離が最短であり、住宅地への影響が他と比べて少ない阪神高速道湾岸線の側道（県道第573号芦屋鳴尾浜線）を基本とすることを確認しました。

【第3回検討会議資料より】

●課題に関する対策(案)

課題	対策(案)
周辺道路における交通量の増加	■ 中継施設において大型車両(10tパッカー車等)に積替え後、広域化施設(西宮市側)に運搬することで交通量の抑制を図る。
広域化処理に伴ったごみの運搬(2tパッカー車等)による温室効果ガスの増加	■ 不燃ごみ等やパイプラインごみは中継施設において大型車両(10tパッカー車等)に積替え後、広域化施設(西宮市側)に運搬することで温室効果ガスに関する抑制を図る。
運搬ルート	■ 広域化施設までの距離が最短であり、住宅地への影響が他のルートと比べて少ない、湾岸側道を運搬ルートとして想定する。
直接搬入の方法(市民サービスの低下)	■ 芦屋市民等の直接持ち込みについては、中継施設において大型車両(10tパッカー車等)に積替え後、広域化施設(西宮市側)に運搬することで、市民サービスの低下を防ぎ、また、広域化施設側での渋滞発生に関する抑制を図る。
料金徴収(市民等の直接持ち込み分)に関する事務の負担	■ 芦屋市民等の直接持ち込みについては、中継施設において大型車両(10tパッカー車等)に積替え後、広域化施設(西宮市側)に運搬することで、料金徴収(市民等の直接持ち込み分)に関する事務の負担について軽減を図る。

2 デメリット10

●対策による効果(1)

○施設への搬入ごみ量及び搬入車両台数(対策後:広域処理開始時)

区分	ごみ量	平均台数	最大台数	
焼却施設	定期収集等	18,050 (t/年)	59 (台/日)	123 (台/日)
	直接搬入	3,693 (t/年)	56 (台/日)	232 (台/日)
	パイプライン	2,195 (t/年)	— (台/日)	— (台/日)
	全体	23,938 (t/年)	115 (台/日)	355 (台/日)
破碎選別	定期収集等	1,985 (t/年)	19 (台/日)	33 (台/日)
	直接搬入	156 (t/年)	19 (台/日)	78 (台/日)
	全体	2,141 (t/年)	38 (台/日)	111 (台/日)
合計	26,079 (t/年)	153 (台/日)	— (台/日)	

区分	平均台数	最大台数	
焼却施設	定期収集等	59 (台/日)	123 (台/日)
	直接搬入	4 (台/日)	17 (台/日)
	パイプライン	2 (台/日)	4 (台/日)
	全体	65 (台/日)	144 (台/日)
破碎選別	定期収集等	3 (台/日)	6 (台/日)
	直接搬入	— (台/日)	— (台/日)
	全体	3 (台/日)	6 (台/日)
合計	68 (台/日)	— (台/日)	

: 対策範囲

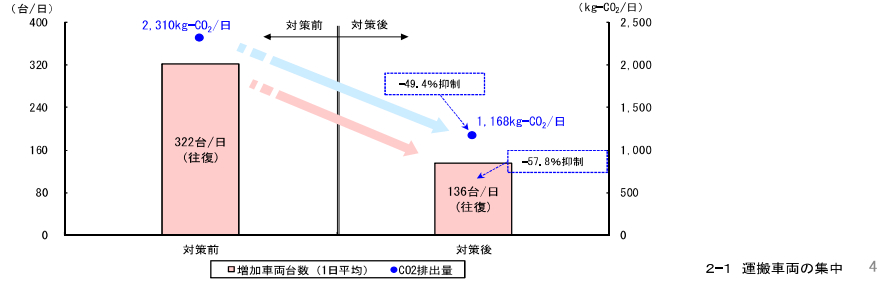
2-1 運搬車両の集中 11

●対策による効果(2) (訂正後) (第3回資料P.12)

○周辺道路の交通量への影響

増加車両の見込み (対策後車両数)	現状	将来	
		(対策前)	(対策後)
【芦屋市⇄西宮市(往復)】 焼却: 130 台/日(大型) 不燃: 6 台/日(大型) 合計: 136 台/日(大型)	【芦屋鳴尾浜線(西宮-芦屋市境)】		
	昼間 12 時間交通量(H27)	昼間 12 時間交通量(想定)	昼間 12 時間交通量(想定)
	上下線合計	上下線合計【焼却・不燃を計上】	上下線合計【焼却・不燃を計上】
	小型: 5,610 台/日	小型: 5,734 台/日(2.2%増加)	小型: 5,610 台/日
	大型: 3,151 台/日	大型: 3,349 台/日(6.3%増加)	大型: 3,287 台/日(4.3%増加)
	合計: 8,761 台/日	合計: 9,083 台/日(3.7%増加)	合計: 8,897 台(1.6%増加)
【芦屋鳴尾浜線(甲子園浜)】	【芦屋鳴尾浜線(甲子園浜)】		
	昼間 12 時間交通量(H27)	昼間 12 時間交通量(想定)	昼間 12 時間交通量(想定)
	上下線合計	上下線合計【不燃を計上】	上下線合計【不燃を計上】
	小型: 4,981 台/日	小型: 5,013 台/日(0.6%増加)	小型: 4,981 台/日
	大型: 3,974 台/日	大型: 4,018 台/日(1.1%増加)	大型: 3,980 台/日(0.2%増加)
	合計: 8,955 台/日	合計: 9,031 台/日(0.8%増加)	合計: 8,961 台/日(0.07%増加)

○ごみの運搬に伴う温室効果ガス排出量【対策後、平均台数】



2-1 運搬車両の集中 4

●効果の比較 (訂正後) (第3回資料P.13)

- 対策後、**交通量**は芦屋鳴尾浜線(西宮—芦屋市境)と芦屋鳴尾浜線(甲子園浜)それぞれにおいて、**対策前よりも抑制される**。
- **ごみの運搬に伴う温室効果ガス排出量**は、対策前と対策後で**約50%抑制される**。

交通量への影響の比較

		対策前	対策後
周辺道路の交通量への影響	芦屋鳴尾浜線(西宮—芦屋市境)	322台/日	136台/日
	芦屋鳴尾浜線(甲子園浜)	76台/日	6台/日

備考) 芦屋鳴尾浜線(西宮—芦屋市境)においては、可燃ごみ及び不燃ごみ等に関する運搬車両数(往復)を示し、芦屋鳴尾浜線(甲子園浜)においては、不燃ごみ等に関する運搬車両数(往復)を示します。

温室効果ガス排出量の比較

	対策前	対策後
ごみの運搬に伴う温室効果ガス排出量	716,022 kg-CO ₂ /年	362,026 kg-CO ₂ /年

2-1 運搬車両の集中 6

(イ) 利便性への影響

- ・両市の分別区分については、大きなところでは「その他プラ」の分別が異なりますが、芦屋市においても「その他プラ」の分別収集を実施し、地域における循環型社会、低炭素社会の構築に向けた取組を推進する方向で考えることが確認されました。
- ・収集形態については、もやさないごみ、ペットボトルの収集形態に相違がありますが、収集形態の変更に伴う市民への影響に配慮して、中継施設で広域処理施設の処理システムに合わせた状態にして搬入することが確認されました。

【第3回検討会議資料より】

●分別区分の違いに関する考え方

【対策の考え方】

- 地域における循環型社会の構築や低炭素社会の構築に向けた取組の推進
- 施設の効率的な運用や整備



西宮市の「その他プラ」の処理方針は継続。

【方向性】

- 芦屋市においても「**その他プラ**」の**分別収集**に取組むことで、**地域における循環型社会・低炭素社会の構築**に向けた取組を推進する。

利 点	✓ 循環型社会の構築に向けた取組の推進 (容器包装を意識し、簡易包装の商品を選ぶようになる等)
	✓ リサイクルに関する市民意識の醸成
課 題	✓ 収集運搬体制や車両に関する見直しが必要、収集経費等が増加する可能性あり
	✓ ごみの分別に関する市民負担が増加 (分別する手間、保管のためのスペース)
	✓ 分別区分の導入に際し、市民に対する十分な周知徹底が必要 ✓ 「その他プラ」は分別方法(汚れの程度等)が分かりにくいいため、市民に対して丁寧な説明が必要

2-2 利便性への影響(分別区分、収集形態) 15

●収集形態の違いに関する考え方

【もやさないごみ・ペットボトルの収集形態(現状)】

- 西宮市はコンテナ収集
- 芦屋市は袋収集

【対策の考え方】

- 広域施設の最適な整備
- 収集形態の変更に伴う市民への影響に配慮



【方向性】

- 広域化施設の**処理システムに見合った状態での搬入**を行う。

2-2 利便性への影響(分別区分、収集形態) 17

(4) 広域処理施設設置場所に関する検討

両市の広域化を進める際の広域処理施設の設置場所について、合理的かつ効率的であることを客観的に評価し、また、具体的な経費を明示するため、処理施設ごとに検討の手順を定めて評価を行いました。その結果、西宮市に整備することが適切であることを確認しました。

【第4回検討会議資料より】

(1) 前回指摘事項について

「**広域施設(破碎選別施設・焼却施設)設置場所**」に関する検討

評価の手順

今回の施設整備に伴う検討(評価)の手順は下記のとおり。

【1 破碎選別施設】

- 西宮市東部総合処理センター
- 芦屋市環境処理センター

↓

【2 焼却施設】

- 西宮市西部総合処理センター
- 芦屋市環境処理センター

1

ア 破碎選別施設の設置場所

両市が予定している破碎選別施設の整備予定地での整備について、次のとおり、それぞれ評価し、その内容を確認しました。

【第4回検討会議資料より】

1 「**広域施設(破碎選別施設)設置場所**」に関する検討

凡例) 施設整備範囲

西宮市東部総合処理センター (37,246.80 m²)

芦屋市環境処理センター (23,697.53 m²)

西宮市東部総合処理センター	芦屋市環境処理センター
整備計画(単独): 破碎選別施設 施設整備範囲: 敷地東側 約10,700m ²	整備計画(単独): 焼却施設、資源化施設 施設整備範囲: 敷地東側 約11,000m ²
※別途、資機材仮置場等スペースあり	※資機材仮置場等スペースなし

2

敷地(場所)の評価

	西宮市東部総合処理センター	芦屋市環境処理センター(東側)
①敷地面積 (施設整備範囲)	○ 約10,700㎡ ※別途、資機材仮置場等スペースあり	○ 約11,000㎡ ※資機材仮置場等スペースなし
②敷地の 形状	○ 長方形(南西-北東方向を長辺) 工夫次第で敷地の形状に合わせた対応(整備)が可能	○ 南北にやや細長く、南北側で狭まった形状
③整備に伴 う条件	○ ・既存施設(既存ペットボトル圧縮施設)の稼働を伴った施設整備	△ ・不燃ごみ等の外部の委託先の確保が必要 ・処理委託費(約3.8億円/3.5年間)が発生 ・仮設積替施設の敷地の確保と整備費用(約1億円)が発生
評価	○ ・コスト面で有利	△ ・委託先の確保に課題が残る ・コスト面で不利

○:特に課題が存在しない、コスト面で有利 △:課題が存在する、コスト面で不利

1

- ・芦屋市環境処理センターにおける施設整備については、外部委託等に関する課題が存在する。
- ・芦屋市環境処理センターに設置した場合、コスト面において広域化に伴う両市のメリットを減少させ、非合理的であり、適切でない。



評価の結果、西宮市東部総合処理センターでの整備が適切である。

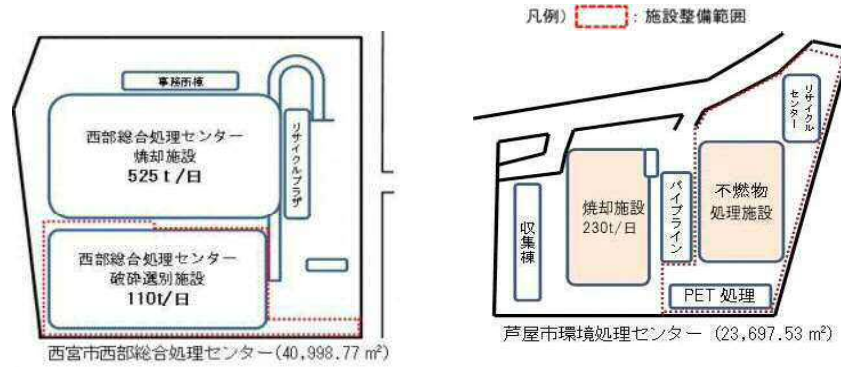
4

イ 焼却施設の設置場所

両市が予定している焼却施設の整備予定地での整備について、次のとおり、それぞれ評価し、その内容を確認しました。

【第4回検討会議資料より】

2 「広域施設(焼却施設)設置場所」に関する検討



西宮市西部総合処理センター	芦屋市環境処理センター
整備計画(単独): 焼却施設 施設整備範囲: 敷地南側 約10,300㎡ ※別途、資機材仮置場等スペースあり	整備計画(単独): 焼却施設、資源化施設 施設整備範囲: 敷地東側 約11,000㎡ ※資機材仮置場等スペースなし

敷地(場所)の評価

	西宮市西部総合処理センター	芦屋市環境処理センター(東側)
①敷地面積 (施設整備範囲)	○ 約10,300㎡ ※別途、資機材仮置場等スペースあり	○ 約11,000㎡ ※資機材仮置場等スペースなし
②敷地の 形状	○ 長方形状(東-西方向を長辺)であり、施設配置に関して優位	△ 南北にやや細長く、南北側で狭まった形状のため、施設配置への影響が懸念される
③整備に伴 う条件	○ 既存施設の解体が必要(解体期間中の不燃ごみ処理に影響なし)	△ ・建設費の増額(最大で約85億円)の可能性及び運用面の課題が存在
評価	○ ・運用面において優位	△ ・コスト面で不利(建設費の増額の可能性) ・運用面の課題が存在

○: 特に課題が存在しない、コスト面で有利 △: 課題が存在する、コスト面で不利

敷地（場所）に関するメーカーの見解

事業費 (優位性)	<ul style="list-style-type: none"> 西宮市西部総合処理センター優位(3社) 両市同等(2社)・・・【補足】付属棟スペース(計量棟、洗車場など)や外周道路スペースの確保に大きな課題が残る。 芦屋市環境処理センター(敷地東側)において整備は不可能(1社)
事業費(増額分)の見込み	<p>芦屋市環境処理センター(敷地東側)において整備した場合の増額(3社)</p> <p>①約3割程度(約85億円)、②約2～3割(約55～85億円)、③約2～3%程度(約6～8億円)</p>
メーカー見解 (増額理由)	<ul style="list-style-type: none"> 資機材仮置場や仮設事務所設置用スペースの確保に関する費用 施工条件を満足させるための特殊な施工方法や荷揚げ重機(タワークレーン等)の採用に関する費用 工事上のアクセスが1方向に限られることにより、工事が長期化することによる仮設費や人件費 建築工事や機器組立工事で効率的な施工が困難なことによる費用(整備範囲の両脇(東・西側)に大型重機を設置できないため)
その他 (運用面の課題)	<ul style="list-style-type: none"> メンテナンス・用役車、灰搬出車の動線が錯綜し、かつ周回道路が狭いため、使い勝手に課題が残る。 ランプウェイの設置を範囲外に検討する必要がある。 付属棟スペース(計量棟、洗車場など)の確保について検討が必要 外周道路スペースや一般来場者の専用動線の確保について検討が必要 工事中、既設工場へのごみ搬入車両と動線が交錯するため、交通整理が必要 敷地東西方向の幅が狭いことから、工場周回道路の確保が困難 等

- 西宮市西部総合処理センターにおける施設整備は運用面において優位
- 芦屋市環境処理センターに設置した場合、建設費の増額の可能性及び運用面の課題が存在する。



評価の結果、西宮市西部総合処理センターでの整備が適切である。

(5) 広域処理組織についての検討

広域行政の制度については、事務の委託や一部事務組合など、それぞれの手法を採用している各自治体の事情により異なりますが、両市のごみの広域処理にあたっては、まず全国的にも事例の比較的多い「事務の委託」「一部事務組合」「広域連合」「協議会」の4つの制度について比較・検討しました。その後事務の委託と一部事務組合に絞り込み、その上で適正評価を行った結果、両市のごみの広域処理に最も適した広域処理組織として「事務の委託」とすることを確認しました。

【第3回検討会議資料より】

〇4手法について比較・考察				
	事務の委託	一部事務組合	広域連合	協議会
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の団体に委ねる制度。 委託側は管理執行権限を失い、法令上の責任は受託側が負う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が、その事務の一部を共同で処理するために設ける特別地方公共団体。 議会、監査委員会を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が広域にわたり処理する事が適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。 議会、監査委員会、選挙管理委員会を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の事務の一部の管理・執行について、連絡調整、総合的な計画を共同で行う制度。 共通の執行機関として管理執行協議会を有する。 財産、職員は施設設置団体に帰属する。
根拠法令	地方自治法第252条の14～第252条の16	地方自治法第284条～第291条	地方自治法第284条、第291条の2～第291条の13	地方自治法第252条の2の2～第252条の6
法人格	<ul style="list-style-type: none"> 新たな組織は設けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人格を有し、財産の保有や職員の採用が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人格を有し、財産の保有や職員の採用が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人格を有せず、協議会固有の財産又は職員を有さない。
他都市実績※	135件 <ul style="list-style-type: none"> ごみ処理のみの事務の委託に関する統計はない。 	406組合 うち、ごみ処理のみに関するものは、129件	25団体 うち、ごみ処理のみに関するものは、6件	4件 うち、ごみ処理のみに関するものは、3件

※平成28年度地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(平成28年7月1日現在)

3 広域処理組織について 19

【第3回検討会議資料より】

	事務の委託	一部事務組合	広域連合	協議会
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 事務処理が受託団体に一元化され責任所在が明確。 迅速な意思決定が可能。 法人格を維持するための事務が必要となる一部事務組合方式に比べて財政負担が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 組合事務のみに専念可能となる。 構成団体が基本的に同じ立場で運営に参画できる。 組合として財産の保有が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域連合事務のみに専念可能となる。 全構成団体の意思が反映される。 広域連合として財産の保有が可能。 広域ニーズへの対応が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 各々の意思が反映されやすい。 施設非設置団体でも利用しやすい。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 委託側団体の意思が反映されにくい。 委託側団体のごみ処理意識、技術力の低下が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 構成団体間の意見集約、合意形成に時間がかかり、迅速性に欠ける。 市民及び構成団体の議会の意見が直接反映されにくい。 一部事務組合の設立に伴い、職員等の身分の取扱の問題が発生する。(一部事務組合解散時にも同様の問題が発生する。) 	<ul style="list-style-type: none"> 行政責任の所在が不明確。 市民及び構成団体の議会の意見が直接反映しにくい。 広域連合の設立に伴い、職員等の身分の取扱の問題が発生する。(広域連合解散時にも同様の問題が発生する。) 	<ul style="list-style-type: none"> 構成団体間の意見集約、合意形成に時間がかかり、迅速性に欠ける。 職員については、各市における身分を保有したまま協議会へ派遣される形式となるため、必ずしも職員数の削減等の効率化につながらない場合もある。
評価	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定が迅速で他の方式より財政負担が少ない点が優れている。 デメリットを補完する仕組みとして「連絡調整会議等」を設置する場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 前例が多く、構成団体が共同で運営に参画できるため、広域化事業の安定性の確保の面では優れている。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数事務の広域処理を想定したものであり、ごみ処理だけではメリットが小さい。 ごみ処理のみで、2市のみという事例が無い。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の財産は設置市で、管理は両市が職員を派遣ということが想定され、必ずしも効率化につながらない可能性もある。 ごみ処理のみで、2市のみで新たに設立という事例が無い。
	○	○	△	△

比較・考察の結果、2市での広域処理組織に適した手法は、
「事務の委託」・「一部事務組合」である。 ○3 広域処理組織について 20

○西宮市・芦屋市の広域処理組織についての適性評価

	事務の委託	一部事務組合
意思決定の速さ	<ul style="list-style-type: none"> 迅速な意思決定が可能。 共同処理する施設を西宮市側のみに整備する場合は、委託事務の範囲が複雑とまらない。 	<ul style="list-style-type: none"> 両市が基本的に同じ立場で一部事務組合運営に参画できる。一方で、両市間の意見集約、合意形成に時間がかかり、迅速性に欠ける。
	○	△
技術の継承	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋市は委託した事務の範囲内において権限を失うため、芦屋市のごみ処理意識、技術力の低下が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 両市が共同で運営に参画できるため、ノウハウが継承される。
	△	○
職員の所属	<ul style="list-style-type: none"> 従来通り変更なし。共同処理する施設を西宮市側のみに整備する場合は、組織が複雑とまらない。 	<ul style="list-style-type: none"> 一部事務組合の設立に伴い、職員等の身分の取扱の問題が発生する(一部事務組合解散時にも同様の問題が発生する)。
	○	△
財政負担	<ul style="list-style-type: none"> 法人格を維持するために必要な事務が不要となるため、財政負担が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 両市により新たに設立する法人格を維持するための事務に必要な職員、組合事務所維持費等が必要。
	○	△
評価	<ul style="list-style-type: none"> 迅速な意思決定が可能。法人設立を行わないため、組織の変更が不要で、一部事務組合に比べると、財政面も含め効率的な運営ができる。その他の各項目においても全般的に優位性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定の迅速性に欠ける。法人設立に伴い新たな組織人員や経費が必要であり、事務の委託と比較すると、全般的に優位性が低い。

3 広域処理組織について 21